

豊山町きれいなまちづくり表彰実施要領

(趣旨)

第1条 豊山町きれいなまちづくり条例（令和4年豊山町条例第17号。以下条例という）及び豊山町きれいなまちづくり条例施行規則（令和4年豊山町規則第23号。以下規則という）に定める表彰を実施するために必要な事項を本要領で定めるものとする。

(表彰件数)

第2条 表彰件数は1回の表彰につき、個人、団体含む10件を上限とする。

(表彰時期)

第3条 表彰は、毎年1回、環境フェスティバルの開会式で行う。

(遡及期間)

第4条 活動期間の5年間については、条例の施行から過去5年まで遡って計上できるものとする。

(表彰候補者の推薦)

第5条 表彰候補者の推薦は、他薦の他、自薦も認めるものとする。

2 前項の他、町も表彰候補者を推薦することができるものとする。

(表彰者の決定)

第6条 豊山町廃棄物減量等推進審議会において、委員による審査を行い、表彰者を決定する。

(追彰)

第7条 表彰される者が、表彰の日以前に死亡したときは、表彰状及び記念品は遺族に贈るものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めることその他、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。